

加古川市コミュニティ助成事業補助金交付要綱

令和5年9月29日

市民協働部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）から一般コミュニティ助成事業として受け入れる助成金を財源として、加古川市コミュニティ助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、コミュニティの形成及び発展を図ることを目的とするもののうち、自治総合センターの一般コミュニティ助成事業とする。

2 補助金の交付の対象となる団体は、自治総合センターから一般コミュニティ助成事業者として事業採択された団体とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、自治総合センターから一般コミュニティ助成事業として受け入れる助成金額とし、予算の範囲内で定める。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。